

**1回限りの注文のつもりが「定期購入」だった！****事例**

高校生だが、動画投稿サイトで「脱毛クリームが今なら500円！」と書かれた広告を見て注文した。商品が届き、コンビニで500円を支払った。1か月後、同じ商品が届き、5,980円の請求書が入っていた。事業者を確認したところ、「5回分の受け取りが条件の定期購入です。途中で解約する場合は、初回500円は通常価格の5,980円になり、差額の5,480円の支払いと2回目の商品を返送してほしい」と言われて仕方なく了承した。定期購入だと気づかなかった。学生なのでお金がない。どうしたらよいか。

(高校生)

**アドバイス**

- 1回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという定期購入に関する相談が多数寄せられています。
- 注文前には、商品価格だけではなく、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 契約内容は、「初回500円」などの目立つ表示とは離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていることがあり、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 通信販売の契約は、クーリング・オフがありません。解約する場合は、「次回発送の10日前までに申出が必要」と期間が決まっていたり、途中で解約すると初回分も通常価格で支払うケースが見られます。事前に解約や返品条件をよく確認しましょう。
- 事例のように、未成年者の契約は、取消ができる場合もあります。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

※民法改正により、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

**●問い合わせ先**

**名寄市消費生活センター** ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

